横浜国際港都建設計画 防災街区整備方針 新旧対照(別表)

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

	地区名	1 鶴見1地区	2 鶴見2地区
	面積	<u>約25.7ha</u>	<u>約534.8ha</u>
7	地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図 る。
П	防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の耐震化を進め、災害に強い 街区の形成を図る。
ハ	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。
11	建築物の更新の方針	・不燃化推進補助・耐震改修補 助等により、老朽建築物の除 却・不燃化建替・耐震改修を 誘導し、地区の不燃化・耐震 化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。
ホ	その他の特記すべき事項	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域</li></ul>	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

別表	地区名	順义は開発の計画の概要 2 市場西中町地区	
		<u>2 前場首十号起医</u> 約6. 1ha	
7	地区の再開発、整備の主たる目標	・老朽化した木造住宅等の不燃 化建替や共同建替を進めると ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。	
ロ	防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、都市周辺部 の立地にふさわしい災害に強 い良好な居住環境とする。	
ハ	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。	
11	建築物の更新の方針	・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。	
ホ	その他の特記すべき事項		

3 鶴見3地区	4 鶴見4地区	5 神奈川地区
約96.4ha	約15.1ha	約562.7ha
<ul><li>・住宅市街地総合整備事業等に</li></ul>	・住宅市街地総合整備事業等に	<ul><li>住宅市街地総合整備事業等に</li></ul>
より、建築物の不燃化・耐震	より、建築物の耐震化、狭あ	より、延焼遮断帯の形成に資
化、狭あい道路の拡幅整備、	い道路の拡幅整備、小広場・	する都市計画道路の整備、建
小広場・防火水槽の整備等を	<u>防火水槽の整備等を進めるこ</u>	築物の不燃化・耐震化、狭あ
進めることで、市街地大火の	とで、市街地大火の発生防止、	い道路の拡幅整備、小広場・
発生防止、きめ細かな避難路	きめ細かな避難路の確保を図	防火水槽の整備等を進めるこ
の確保を図る。	<u>3.</u>	とで、市街地大火の延焼・発
		生防止、きめ細かな避難路の
		確保を図る。
・都市基盤の整備と老朽建築物	• 都市基盤の整備と老朽建築物	<ul><li>都市基盤の整備と老朽建築物</li></ul>
の不燃化・耐震化を進め、災	の耐震化を進め、災害に強い	の不燃化・耐震化を進め、災
害に強い街区の形成を図る。	街区の形成を図る。	害に強い街区の形成を図る。
・区画街路、街区公園等の整備	<ul><li>・区画街路、街区公園等の整備</li></ul>	・延焼遮断帯の形成に資する都
の促進を図る。	の促進を図る。_	市計画道路、区画街路、街区
		公園等の整備の促進を図る。
・不燃化推進補助・耐震改修補	・耐震改修補助等により、老朽	・建築基準法令に基づく防火規
助等により、老朽建築物の除	建築物の耐震改修を誘導し、	制や不燃化推進補助等によ
却・不燃化建替・耐震改修を	地区の耐震化の促進を図る。	り、老朽建築物の除却・不燃
誘導し、地区の不燃化・耐震		化建替を誘導し、延焼遮断帯
<u>化の促進を図る。</u>		の形成に資する都市計画道路
		沿道や地区の不燃化・耐震化
		<u>の促進を図る。</u>
		・「横浜市地震防災戦略における
地震火災対策方針」の対策地	地震火災対策方針」の対策地	地震火災対策方針」の重点対
域	域	策地域及び対策地域
	<del></del>	<ul><li>防災公共施設(都市計画道路</li></ul>
		六角橋線)を含む
		1

* 参打3.1ha * 多打.4ha * 多打.4ha * 多打.4ha * 多打.4ha * 多打化した木造住宅等の不激 化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。 * 都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。 * 「又画街路や街区公園等の整備の促進を図る。 * 「又画街路や街区公園等の整備の促進を図る。 * 「文庫物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。	1 潮田・本町通地区	3 子安通・浦島町地区
・老朽化した木造住宅等の不燃 化建替や共同建替を進めると ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。         ・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、都市周辺部 の立地にふさわしい災害に強 い良好な居住環境とする。           ・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す           ・整替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す		
化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、負質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。         ともに、道路を拡幅することにより、負質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図数での一度であり、人質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。           ・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。         ・不適日をであるとともに、道路を拡幅することにより、負質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。           ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。           ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す         ・企業を図るの計震改修を促進すを促進すを促進するを促進するを促進するを促進する		<del></del>
ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。         ・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、都市周辺部 の立地にふさわしい災害に強 い良好な居住環境とする。           ・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。           ・建替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す		
により、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。         ごより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。           ・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。           ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。           ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す。         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す。		
災性及び住環境の向上を図る。       ※性及び住環境の向上を図る。         ・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。       ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。       ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す       ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊免験家屋の耐震改修を促進す		
・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。       ・ 都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。       ・ 区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す       ・ 建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す		
・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。         の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。           ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。           ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す。         ・建替促進事業により老朽化した機体の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す。		
<ul> <li>の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</li> <li>・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す</li> <li>・建替促進する。</li> </ul>	<u>-0</u>	<u>````</u>
<ul> <li>の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</li> <li>・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す</li> <li>・建替促進する。</li> </ul>		
<ul> <li>の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</li> <li>・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す</li> <li>・建替促進する。</li> </ul>		
<ul> <li>の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</li> <li>・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す</li> <li>・建替促進する。</li> </ul>		
<ul> <li>の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</li> <li>・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す</li> <li>・建替促進する。</li> </ul>		
<ul> <li>の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</li> <li>・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す</li> <li>・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊をしたる。</li> </ul>		
・良好な居住環境とする。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す		
・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。         ・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。           ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊をしたの促進を図る。また、倒壊をした。		
・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊を放った険家屋の耐震改修を促進す	い良好な居住環境とする。 	い良好な居住環境とする。
・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊を放った険家屋の耐震改修を促進す		
・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す         ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊を放った険家屋の耐震改修を促進す		
・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進す       ・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊化の促進を図る。また、倒壊を険家屋の耐震改修を促進す		
た建物の除却や、木造住宅等         た建物の除却や、木造住宅等           の共同建替等を誘導し、不燃         の共同建替等を誘導し、不燃           化の促進を図る。また、倒壊         化の促進を図る。また、倒壊           危険家屋の耐震改修を促進す         危険家屋の耐震改修を促進す	<u>の促進を図る。</u>	<u>の促進を凶る。</u>
た建物の除却や、木造住宅等         た建物の除却や、木造住宅等           の共同建替等を誘導し、不燃         の共同建替等を誘導し、不燃           化の促進を図る。また、倒壊         化の促進を図る。また、倒壊           危険家屋の耐震改修を促進す         危険家屋の耐震改修を促進す		
た建物の除却や、木造住宅等         た建物の除却や、木造住宅等           の共同建替等を誘導し、不燃         の共同建替等を誘導し、不燃           化の促進を図る。また、倒壊         化の促進を図る。また、倒壊           危険家屋の耐震改修を促進す         危険家屋の耐震改修を促進す		
た建物の除却や、木造住宅等         た建物の除却や、木造住宅等           の共同建替等を誘導し、不燃         の共同建替等を誘導し、不燃           化の促進を図る。また、倒壊         化の促進を図る。また、倒壊           危険家屋の耐震改修を促進す         危険家屋の耐震改修を促進す		
た建物の除却や、木造住宅等         た建物の除却や、木造住宅等           の共同建替等を誘導し、不燃         の共同建替等を誘導し、不燃           化の促進を図る。また、倒壊         化の促進を図る。また、倒壊           危険家屋の耐震改修を促進す         危険家屋の耐震改修を促進す	74.44./ロンゲーオンザンマート /0 サイナブ //・1	74. + + /
の共同建替等を誘導し、不燃         化の促進を図る。また、倒壊         危険家屋の耐震改修を促進す         危険家屋の耐震改修を促進す            一次         の共同建替等を誘導し、不燃         化の促進を図る。また、倒壊         危険家屋の耐震改修を促進す		
化の促進を図る。また、倒壊       化の促進を図る。また、倒壊         危険家屋の耐震改修を促進す       危険家屋の耐震改修を促進す		
<u>た険家屋の耐震改修を促進す</u> <u>危険家屋の耐震改修を促進す</u>		
<u>So.</u>		
	<u> </u>	<u>්ටං</u>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

	地区名	6 西1地区	7 西2地区
	面積	<u>約48.7ha</u>	<u>約260.5ha</u>
7	地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あ い道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めるこ とで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図 る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。
П	防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。
ハ	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。
1	建築物の更新の方針	<ul><li>・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。</li></ul>	・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。
木	その他の特記すべき事項	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

	地区名	4 西戸部町地区
	面積	<u>約18. 2ha</u>
7	地区の再開発、整備の主たる目標	・老朽化した木造住宅等の不燃 化建替や共同建替を進めると ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。
П	防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、丘陵地の立 地にふさわしい災害に強い良 好な居住環境とする。
ハ	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。
1)	建築物の更新の方針	・建替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す る。
ホ	その他の特記すべき事項	

8 中1地区	9 中2地区	10 中3地区
<u> </u>	<u>約</u> 583. 5ha	<u>約127.8ha</u>
・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。
・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の耐震化を進め、災害に強い 街区の形成を図る。
・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。
・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。	・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。
<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域</li></ul>	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 <u>域</u>

9 本郷町3丁目地区	
<u>9 本為四 9 1 年</u> 約17. 4ha	
・老朽化した木造住宅等の不燃	
化建替や共同建替を進めると	
ともに、道路を拡幅すること	
により、良質な住宅供給と防	
災性及び住環境の向上を図	
<u>る。</u>	
・都市基盤の整備と老朽建築物	
の不燃化を進め、丘陵地の立	
地にふさわしい災害に強い良	
好な居住環境とする。	
74 8/1 E2K/20 / 26	
<ul><li>・区画街路や街区公園等の整備</li></ul>	
の促進を図る。	
<u>V )                                   </u>	
74.++/□\/6-+-\/6\/	
・建替促進事業により老朽化し	
た建物の除却や、木造住宅等	
の共同建替等を誘導し、不燃	
化の促進を図る。また、倒壊	
危険家屋の耐震改修を促進す	
<u>る。</u>	

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	11 南1地区	12 南 2 地区
面積	約103.9ha	<u>約100.5ha</u>
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。
ハ 都市施設、地区防災施設及 び地区施設の整備方針	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。
ニ 建築物の更新の方針	・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。	・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。
ホ その他の特記すべき事項	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

	地区名	8 三春台地区	7 唐沢・平楽・八幡町地区
	面積	<u>約22.8ha</u>	<u>約40.2ha</u>
7	地区の再開発、整備の主たる目標	・老朽化した木造住宅等の不燃 化建替や共同建替を進めると ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。	・老朽化した木造住宅等の不燃 化建替や共同建替を進めると ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。
D	防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、丘陵地の立 地にふさわしい災害に強い良 好な居住環境とする。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、丘陵地の立 地にふさわしい災害に強い良 好な居住環境とする。
<i>/</i> \	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。	・区画街路や街区公園等の整備 の促進を図る。
	建築物の更新の方針	・建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。	・建替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す る。
木	その他の特記すべき事項		

13 南 3 地区	14 保土ケ谷1地区	15 保土ケ谷2地区
約660.7ha	約156.3ha	約193.7ha
・住宅市街地総合整備事業等に より、延焼遮断帯の形成に資 する都市計画道路の整備、建 築物の不燃化・耐震化、狭あ い道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めるこ とで、市街地大火の延焼・発 生防止、きめ細かな避難路の 確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あ い道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めるこ とで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図 る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図 る。
・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の耐震化を進め、災害に強い 街区の形成を図る。
<ul><li>・延焼遮断帯の形成に資する都 市計画道路、区画街路、街区 公園等の整備の促進を図る。</li></ul>	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。
・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路沿道や地区の不燃化・耐震化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。
<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域</li><li>・防災公共施設(都市計画道路 汐見台平戸線)を含む</li></ul>	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域</li></ul>	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域</li></ul>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名		<u>16 磯子地区</u>	17 金沢地区	
面積		<u>約271.5ha</u>	<u>約181.6ha</u>	
イ 地区の再開発、る目標	整備の主た	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の不燃化・耐震 化、狭あい道路の拡幅整備、 小広場・防火水槽の整備等を 進めることで、市街地大火の 発生防止、きめ細かな避難路 の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、延焼遮断帯の形成に資 する都市計画道路の整備、建 築物の不燃化・耐震化、狭あ い道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めるこ とで、市街地大火の延焼・発 生防止、きめ細かな避難路の 確保を図る。	
ロ 防災街区の整備 本方針、その他 計画の概要		・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化・耐震化を進め、災 害に強い街区の形成を図る。	
ハ 都市施設、地区 び地区施設の整		<ul><li>・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。</li></ul>	<ul><li>・延焼遮断帯の形成に資する都 市計画道路、区画街路、街区 公園等の整備の促進を図る。</li></ul>	
ニ 建築物の更新の	方針	・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。	・不燃化推進補助・耐震改修補 助等により、老朽建築物の除 却・不燃化建替・耐震改修を 誘導し、延焼遮断帯の形成に 資する都市計画道路沿道や地 区の不燃化・耐震化の促進を 図る。	
ホ その他の特記す	べき事項	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の重点対 策地域及び対策地域	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域</li><li>・防災公共施設(都市計画道路 泥亀釜利谷線)を含む</li></ul>	

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

別衣	地区名	<u>10 滝頭・磯子地区</u>	
	面積	約39. 1ha	
7	地区の再開発、整備の主たる目標	・老朽化した木造住宅等の不燃 化建替や共同建替を進めると ともに、道路を拡幅すること により、良質な住宅供給と防 災性及び住環境の向上を図 る。	
ロ	防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用 計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物 の不燃化を進め、都市周辺部 の立地にふさわしい災害に強 い良好な居住環境とする。	
ハ	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。	
1]	建築物の更新の方針	・建替促進事業により老朽化し た建物の除却や、木造住宅等 の共同建替等を誘導し、不燃 化の促進を図る。また、倒壊 危険家屋の耐震改修を促進す る。	
ホ	その他の特記すべき事項		

18 港北1地区 19 港北2地区		20 港北3地区
<u>約79.1ha</u>	約49.4ha	<u>約289.4ha</u>
・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図 る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図る。
・都市基盤の整備と老朽建築物	・都市基盤の整備と老朽建築物	・都市基盤の整備と老朽建築物
の耐震化を進め、災害に強い	の耐震化を進め、災害に強い	の耐震化を進め、災害に強い
街区の形成を図る。	街区の形成を図る。	街区の形成を図る。
・区画街路、街区公園等の整備	・区画街路、街区公園等の整備	・区画街路、街区公園等の整備
の促進を図る。	の促進を図る。	の促進を図る。
・耐震改修補助等により、老朽	・耐震改修補助等により、老朽	・耐震改修補助等により、老朽
建築物の耐震改修を誘導し、	建築物の耐震改修を誘導し、	建築物の耐震改修を誘導し、
地区の耐震化の促進を図る。	地区の耐震化の促進を図る。	地区の耐震化の促進を図る。
<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における</li></ul>	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における</li></ul>	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における</li></ul>
地震火災対策方針」の対策地	地震火災対策方針」の対策地	地震火災対策方針」の対策地
<u>域</u>	域	域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名		21 戸塚地区	22 泉地区	
面積		<u>約418.8ha</u>	約262.1ha	
イ 地区の再開発、 る目標	整備の主た	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等に より、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・ 防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、 きめ細かな避難路の確保を図る。	
ロ 防災街区の整備に 本方針、その他の 計画の概要	-	・都市基盤の整備と老朽建築物 の耐震化を進め、災害に強い 街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物 の耐震化を進め、災害に強い 街区の形成を図る。	
ハ 都市施設、地区 び地区施設の整備	_	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備 の促進を図る。	
ニ 建築物の更新の力	方針 <u>-</u>	・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽 建築物の耐震改修を誘導し、 地区の耐震化の促進を図る。	
ホ その他の特記する	·き事項 <u>-</u>	・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域	<ul><li>・「横浜市地震防災戦略における 地震火災対策方針」の対策地 域</li></ul>	

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

別表	1 防災再開発促進地区の整地区名	MIN ALGERTAL TO BE TO MENT	
	 面 積		
7			
イ	地区の再開発、整備の主たる目標		
	3日保		
_	け似体反の動性に関してせ		
口	防災街区の整備に関する基本はは、その他の上地利用		
	本方針、その他の土地利用計画の概要		
	計画の似安		
ハ	都市施設、地区防災施設及		
	び地区施設の整備方針		
	The state of the s		
1	建築物の更新の方針		
. 1	7040431		
ホ	その他の特記すべき事項		

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

	用火は  用光り計画り  (収安 	
7 西2地区		
<u>約260.5ha</u>		
・住宅市街地総合整備事業等に		
より、建築物の不燃化・耐震		
化、狭あい道路の拡幅整備、		
小広場・防火水槽の整備等を		
進めることで、市街地大火の		
発生防止、きめ細かな避難路		
の確保を図る。		
<ul><li>都市基盤の整備と老朽建築物</li></ul>		
の不燃化・耐震化を進め、災		
害に強い街区の形成を図る。		
ETCJAV BIEVZIIZACEDO.		
<ul><li>・区画街路、街区公園等の整備</li></ul>		
の促進を図る。		
77 IACKE & PA 80		
・建築基準法令に基づく防火規		
制や不燃化推進補助等によ		
り、老朽建築物の除却・不燃		
化建替を誘導し、地区の不燃		
化・耐震化の促進を図る。		
in marked in . Nature or him do 0		
・「横浜市地震防災戦略における		
地震火災対策方針」の重点対		
策地域及び対策地域		

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

5 東久保町地区	開文は開発の計画の概要 6 中村町5丁目地区	
 約20. 4ha	<u> </u>	
・老朽化した木造住宅等の不燃	・老朽化した木造住宅等の不燃	
化建替や共同建替を進めると	化建替や共同建替を進めると	
ともに、道路を拡幅すること	ともに、道路を拡幅すること	
により、良質な住宅供給と防	により、良質な住宅供給と防	
災性及び住環境の向上を図	災性及び住環境の向上を図	
<u>3.</u>	<u>3.</u>	
・都市基盤の整備と老朽建築物	<ul><li>都市基盤の整備と老朽建築物</li></ul>	
の不燃化を進め、丘陵地の立	の不燃化を進め、都市周辺部	
地にふさわしい災害に強い良	の立地にふさわしい災害に強	
好な居住環境とする。	い良好な居住環境とする。	
・区画街路や街区公園等の整備	・区画街路や街区公園等の整備	
の促進を図る。	の促進を図る。	
・建替促進事業により老朽化し	・建替促進事業により老朽化し	
た建物の除却や、木造住宅等	た建物の除却や、木造住宅等	
の共同建替等を誘導し、不燃	の共同建替等を誘導し、不燃	
化の促進を図る。また、倒壊	化の促進を図る。また、倒壊	
危険家屋の耐震改修を促進す	危険家屋の耐震改修を促進す	
<u>5.</u>	<u>5.</u>	

<u>別表 2</u> 防災公共施設及び防災公共施設と一体となって延焼防止や避難地、避難路として機能を確保するための建築物等の整備の概要

9 3 ための建築物等の整備の城安						
<u>地区名</u>	5 神奈川地区	13 南 3 地区	<u>17 金沢地区</u>			
イ 防災公共施設の 整備及び防災公 共施設と一体と なって延焼防止 や避難地、避難 路として機能を 確保するための 建築物等の整備 の方針	・延焼範囲を分断する 都市計画道路を整備 するとともに、その 沿道の建築物につい て不燃化の促進を図 り、延焼遮断帯を形 成することで、大規 模地震時における延 焼被害の軽減を図 る。	・延焼範囲を分断する 都市計画道路を整備 するとともに、その 沿道の建築物につい て不燃化の促進を図 り、延焼遮断帯を形 成することで、大規 模地震時における延 焼被害の軽減を図 る。	・延焼範囲を分断する 都市計画道路を整備 するとともに、その 沿道の建築物につい て不燃化の促進を図 り、延焼遮断帯を形 成することで、大規 模地震時における延 焼被害の軽減を図 る。			
ロ 整備する防災公共施設の種類、配置及び規模	<ul><li>・都市計画道路</li><li>六角橋線</li><li>・代表幅員 15m</li><li>・配置は附図のとおり</li></ul>	<ul><li>・都市計画道路</li><li>汐見台平戸線</li><li>・代表幅員 15m</li><li>・配置は附図のとおり</li></ul>	<ul><li>・都市計画道路</li><li>泥亀釜利谷線</li><li>・代表幅員 15m</li><li>・配置は附図のとおり</li></ul>			
ハ 整備スケジュール	平成 34 年度整備完了	平成 34 年度整備完了	平成 34 年度整備完了			
<u>ニ その他の特記すべき事項</u>						